

平成 30 年 5 月 29 日
住宅局建築指導課・住宅生産課

パナソニック ホームズ(株)が設置した防火サッシにおける
国土交通大臣認定の仕様への不適合

○パナソニック ホームズ(株)が国土交通大臣認定^{※1}の仕様に適合しない防火サッシ^{※2}を 65 棟の戸建て住宅等に設置したとの報告がありました。

○同社は、大臣認定の仕様に適合しない全ての防火サッシについて早急に是正工事を行うこととしています。

○国土交通省は、同社に対し、所有者への早急かつ丁寧な説明、是正工事の迅速・円滑な実施、相談窓口の設置、原因究明及び再発防止策の提出を指示しました。

^{※1} 多様な建築材料や構造方法等の導入を可能とするため、特殊な建築材料や構造方法等について、その性能が建築基準法に適合していることを国土交通大臣が認定する制度

^{※2} 延焼のおそれのある部分の開口部に設置する一定の遮炎性能のある防火設備

1. 事案概要

(1) 国土交通省は、パナソニック ホームズ(株)より、同社が戸建て住宅等に設置した防火サッシが国土交通大臣認定(以下「大臣認定」という。)に適合しない仕様となっているとの報告を受け、以下の事実関係を把握。

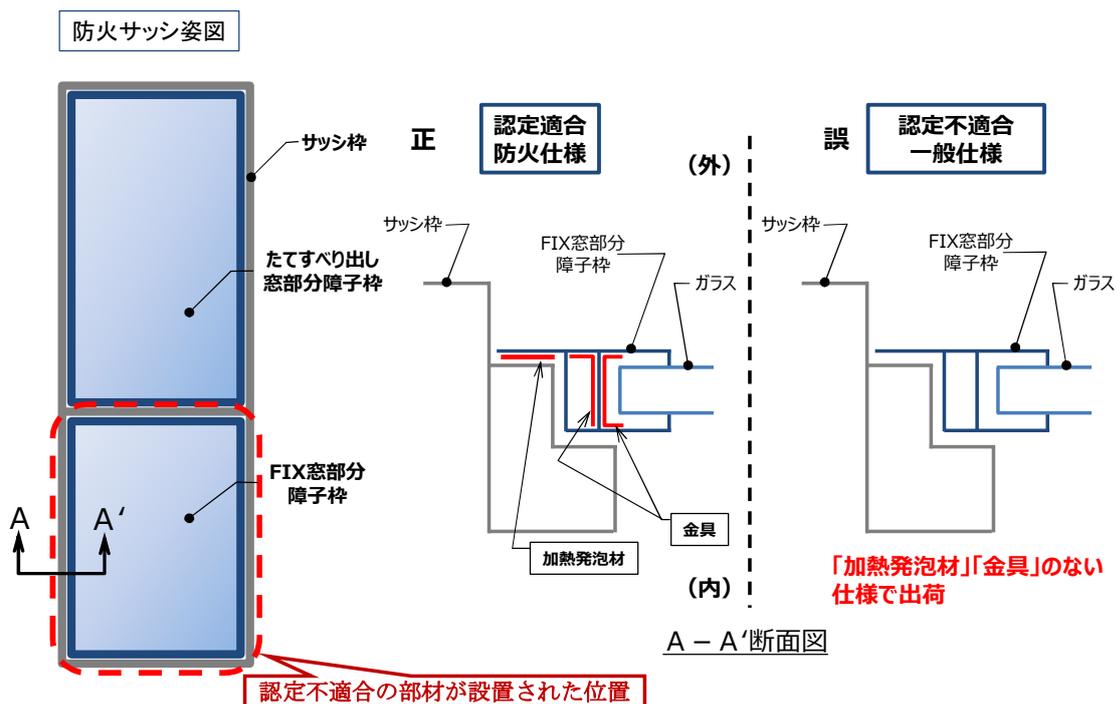
- ・ 不適合があったのは、大臣認定 1 件(認定番号 EB-2074)に係る製品のうち、平成 29 年 7 月 28 日～平成 30 年 3 月 2 日に出荷したもので、その出荷先は 65 棟の戸建て住宅等であること
- ・ 不適合は、防火サッシの枠の部材が防火仕様ではなく一般仕様であり、建築基準法で定める必要な遮炎性能を有していないこと(次ページ図参照)
- ・ 同社は、大臣認定の仕様に適合しない全ての防火サッシについて早急に是正工事を行う方針であること

(2) これを受け、国土交通省は、関係特定行政庁等に対し、物件リスト等を情報提供し、建築基準法違反等^{※3}の事実確認と是正後の確認を進めるよう指示。

^{※3} 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度を利用している住宅は、評価方法基準のうち、耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))の基準に不適合となる。

(3) 平成 30 年 5 月 28 日現在、9 棟について、関係特定行政庁が、違反事実を確認(残る 56 棟についても関係特定行政庁が確認中)。

(4) 国土交通省は、同社に対し、所有者への早急かつ丁寧な説明、是正工事の迅速・円滑な実施、相談窓口の設置、原因究明及び再発防止策の提出を指示。



2. 相談窓口

(1) パナソニック ホームズ(株)において、以下の窓口が設置されています。

【窓口】 パナソニック ホームズ株式会社 お客様ご相談センター
 電話番号 0120-087-461
 受付時間 9:00-17:00

(2) 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター(愛称:住まいるダイヤル)に次の消費者相談窓口を設置しています。

【窓口】 電話番号 0570-016-100
 PHS や一部の IP 電話からは 03-3556-5147
 受付時間 10:00-17:00(土日、祝休日、年末年始を除く)

(問い合わせ先)

■建築基準法 に関すること

国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 菅原 (内線 39-564)
 技術調査係長 高橋 (内線 39-525)
 代表 03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8513 FAX 03-5253-1630

■住宅の品質確保の促進等に関する法律 に関すること

国土交通省住宅局住宅生産課 課長補佐 鹿島 (内線 39-453)
 性能係長 田窪 (内線 39-421)
 代表 03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8510 FAX 03-5253-1629